

介護保険負担限度額認定証 更新のお知らせ

介護保険施設に入所（入院）または短期入所介護サービスを受けるにあたり、負担限度額認定申請を行うことで、居住費（滞在費）と食費の負担額を、所得の状況に応じて減額します。
現在交付されている負担限度額認定証の有効期限は7月31日（水）までです。8月1日（木）以降も引き続き減額を受ける場合は、改めて申請が必要です。なお、8月から軽減内容が一部変更になります。

- 対象 次のすべての要件を満たす方
- ・本人と世帯全員が住民税非課税である
 - ・配偶者が市民税非課税である（世帯を分離している場合も含む）
 - ・負担段階に応じた資産の合計金額が下記の基準額である

●申し込み 申請書と添付書類を高齢福祉課へ提出または郵送してください。

- 【申請に必要なもの】
- ・介護保険負担限度額認定申請書
 - ・同意書（申請書裏面）
 - ・印鑑
 - ・預貯金（普通・定期）の通帳、有価証券等のコピー
 - ①銀行名・口座番号・名義人等が記載してあるページ
 - ②提出日からさかのぼって2カ月分の記載ページ
- ※必ず記帳してからコピーしてください。
※本人と配偶者名義の全ての通帳について、残高の多少に関わらず、コピーが必要です。
☎保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115

負担段階	対象者		
	所得要件	預貯金等額	
		単身の場合	夫婦の場合
第1段階	生活保護受給者	1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税	高齢福祉年金受給者 本人年金収入額 + 合計所得金額が80万円以下	650万円以下
第3段階①		本人年金収入額 + 合計所得金額が80万円超 120万円以下	550万円以下
第3段階②		本人年金収入額 + 合計所得金額が120万円超	500万円以下

【8月からの変更点】居住費の負担限度額が1日当たり60円の引き上げになります。利用者負担第1段階の多床室の負担限度額は、変更ありません。

		負担限度額（日額）				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
居住費	多床室	特養等	0円	430円	430円	430円
		老健・医療院等	0円	430円	430円	430円
	従来型個室	特養等	380円	480円	880円	880円
		老健・医療院等	550円	550円	1,370円	1,370円
	ユニット型個室的多床室		550円	550円	1,370円	1,370円
	ユニット型個室		880円	880円	1,370円	1,370円

広告欄 Advertisement

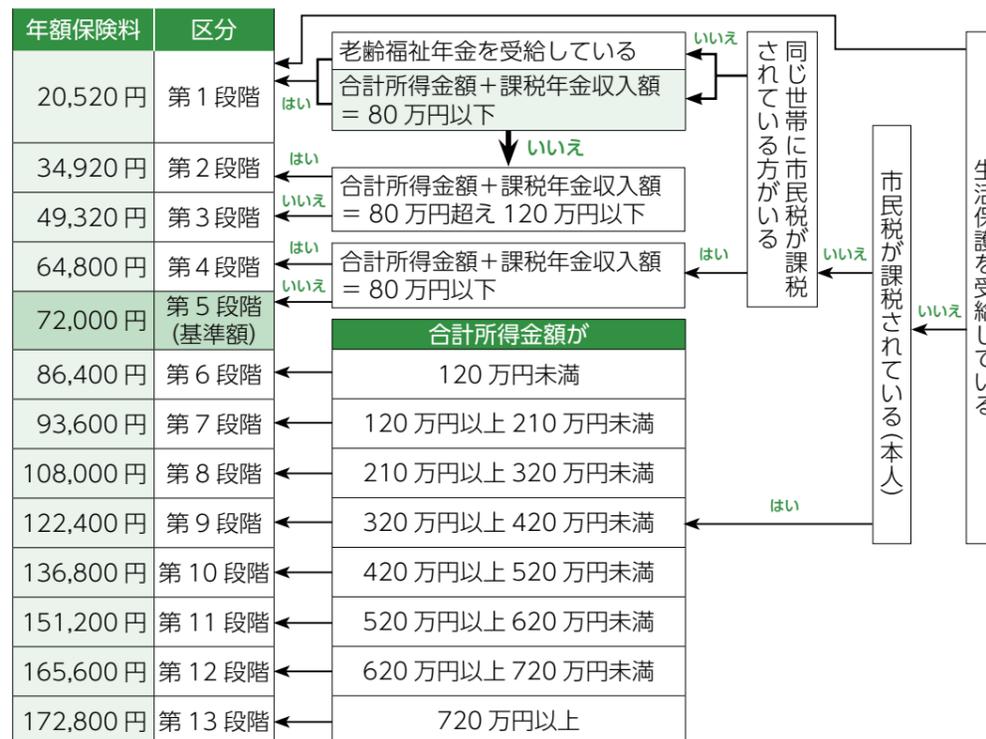
有料広告募集中

問い合わせ…総務部 総務課（☎0247-81-2117）へ

65歳以上の方へ

介護保険料の納付をお忘れなく！

あなたの介護保険料は？
保険料は市民税の課税状況や所得金額によって13段階に分かれます。次のフローチャートで確認してください。



納める方法は？

- 特別徴収
年金が年額18万円以上の方は、年6回の年金定期支払いのとき、その受給額から天引きされます。（高齢福祉年金、恩給は対象になりません）
- 普通徴収
年金が年額18万円未満の方は、納付書や口座振替で納めます。口座振替にする場合、納める手間がかからず、納め忘れもなくなります。希望する方は、金融機関で納めます。
- 収入申告のやり直しなどで所得段階の区分が変更になったとき
■年度の途中で年金の受給が始まったとき
※なお、年金を担保に貸し付けを利用されている方は、普通徴収となります。

減免はあるの？

平成23年3月11日時点で旧警戒区域・旧緊急時避難準備区域に住居登録があった方で、第1号被保険者としていた方が、5年度から順次見直しが実施され、6年度からは、保険料の減免措置が終了します。（窓口負担金減免措置は年度まで継続します）

○1年以上滞納
介護サービス費用をいったん全額自己負担することになります。申請により保険料を納めないといけません。

介護保険サービス利用者負担割合の確認を

7月中に新しい介護保険負担割合証（水色）を送付します。要介護（要支援）認定者、介護予防・日常生活支援総合事業に該当される方は必ず内容をご確認ください。



○1年6カ月以上滞納
介護保険給付の一部あるいは全額を、一時的に差し止められます。

○2年以上滞納
介護保険利用者負担が1割から3割（一定の所得のある方は4割）に引き上げられ、介護保険高額介護サービス費が受けられなくなります。

●問い合わせ
保健福祉部 高齢福祉課
82・1115